

令和 7 年 3 月

逗子市教育委員会定例会

令和 7 年 3 月 2 1 日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和 7 年 3 月 21 日 逗子市教育委員会 3 月定例会を逗子市役所 5 階第 3 会議室に招集した。

◎ 出席者

大河内	誠	教育長
星 山	麻木	教育長職務代理人
若 林	順 子	教育委員
高 橋	康	教育委員
福 田	幸 男	教育委員

◎ 説明のため出席した者

佐 藤	多佳子	教育部長
福 井	昌 雄	教育部担当部長（子育て担当）・教育部次長（子育て担当）事務 取扱
雲 林	隆 継	教育部次長・教育総務課長事務取扱
小 野	憲	教育部参事（学校教育担当）・学校教育課長事務取扱
出 居	尚 樹	学校教育課担当課長（学事指導担当）
佐 藤	仁 彦	社会教育課長
塚 本	志 穂	図書館長
藤 井	寿 成	療育教育総合センター長・こども発達支援センター長事務取扱
野 口	智津子	療育教育総合センター主幹・教育研究相談センター所長事務取扱
伊 藤	英 樹	子育て支援課長
中 川	公 嗣	子育て支援課担当課長（青少年育成担当）・青少年育成係長・体 験学習施設長事務取扱
梶 山	玲 奈	保育課長
岩 佐	正 朗	市民協働部長
石 井	聡	市民協働部次長

◎ 事務局職員出席者

松 下	亜紀子	教育総務課係長
奥 泉	勇 人	教育総務課主任

◎ 開会時刻 午後 2 時 3 0 分

◎ 閉会時刻 午後 4 時 2 6 分

◎ 会議録署名委員決定 若林委員、福田委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年逗子市教育委員会3月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は若林委員、福田委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

初めに、本日の審査順序を決めたいと思います。本日の案件のうち、日程第5「報告第4号」につきましては、県費負担教職員の任免内申については、人事を取り扱う案件のため秘密会を予定していますので、他の日程を先に行い、最後に報告第4号の審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。本日の審議は、日程第4の次に日程第6を行い、最後に日程第5の順で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、そのように進めさせていただきます。

◎日程第1「1月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「1月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、1月定例会会議録は承認いたします。

高橋委員、星山委員は会議録に御署名ください。

◎日程第２「教育長報告事項について」

○大河内教育長

日程第２「教育長報告事項について」を議題といたします。

それでは、私のほうから４点について内容を報告させていただきますが、一つ一つということではなくて、まとめて報告させていただきます。

まず１つ目でございます。２月１０日に行われました県市町村教育長会議についてでございます。会場は県の教育センターで行われました。大分月日がたっておりますので、入試は終わっておりますけれども、冒頭、県教育委員会の原田教育長より昨年度課題が残りました入試のインターネット出願については、今年度は問題がその時点ではなかったということで、その後も大きな問題がなかったという話で進んでいるというような報告がございました。また、議会における県教委の来年度予算概要に触れられまして、ポイントにつきましては教職員の働き方改革であり、３年間臨時的・緊急的措置として補助金をつけてきましたが、教員の働き過ぎの問題については服務監督者である市町村教育委員会がやるべきことであると。ただし、県も教員の働き方改革をより一層加速化させるために、積極的に支援していきたいとの話がございました。

その後、担当所管から、来年度の県教委における予算概要についての説明がありました。７年度の予算につきましては、教育の質の確保と、学びの充実に着実に取り組むための予算を編成し、市町村と連携して教員の働き方改革を加速化させること、また誰一人取り残さない学びの保障や共生社会の実現に向け、教育を一層推進するとともに、新たな学びや計画に基づく教育施策整備に着手するとの考えが示されました。

そのほか、議題といたしまして、教員の働き方改革、不祥事、不登校対策の強化、G I G Aスクール構想の推進における１人１台の端末の更新についてなどの説明がありましたが、既に２月に行われました湘三管内教育長会議で報告された内容と重複しておりますので、省略させていただきます。

２つ目につきましては、３月１日に行われました児童生徒表彰式についての報告でございます。児童生徒表彰につきましては、逗子市教育委員会児童生徒表彰要領に基づき、スポーツ・文化の活動で優秀な成績を収めた逗子市立小・中学校に在籍する児童・生徒個人または団体に対し、その栄誉をたたえ表彰するものでございます。今年度はスポーツ分野では、カヌー、サッカー、ラグビー、柔術、空手、テコンドー、ウインドサーフィン、ジャズダンス、ランバイク、けん玉、文化等の分野では、ゆうちょアイデア貯金コンクールなどの多種目に

わたって県、全国、そして世界大会で活躍している26名の児童・生徒さんが対象でございましたけれども、当日欠席がありまして、当日は11名の出席者の表彰を行ったところでございます。

当日は小野参事の名司会で、受賞者全員から今後の目標や抱負を話してもらいました。一人一人がこれまでの経験談を話しながら、自分の将来像をしっかりと描き、次の目標に向かって頑張っていきたいと力強く語ってくれました。

また、会場をちょっと工夫しまして、演技可能な種目につきましては会場内で披露していただきました。大変盛り上がった表彰式を終えることができまして、将来の楽しみな26名の今後の活躍を期待したいと思っております。

3つ目は、市内の公立小・中学校の卒業式でございます。3月12日は中学校、19日は小学校で卒業式が行われました。中学校ではコロナ明けの昨年に続きまして、市長、市議会議長に御臨席をいただき、御挨拶もいただきました。教育委員会の皆様には各校に分かれ、教育委員会を代表して御挨拶をしていただきました。ありがとうございました。小・中学校の生活の中で、コロナの影響を受けた卒業生でございましたが、各学校においては卒業生、在校生、保護者、教職員、そして地域の方々の思いが式場いっぱいに広がりまして、感動あふれる卒業式だったと、私も感じましたし、皆様からも報告を受けておるところでございます。

卒業式に出席しまして、9年間の育ちを確認しながら、子どもたちが飛躍していこうとする姿を確認でき、感動いたしました。子どもたちを支えてくださいました先生方、地域の方々、保護者の皆様、そして関係所管の皆様に心から感謝申し上げます。

なお、3月17日に行われました未来の教室の成果報告と3月9日に行われましたSDGsリビエラマンガ大賞の授賞式の様子につきましては、担当所管から報告をさせていただきます。担当所管、よろしくお願いします。

○小野教育部参事

それでは、私のほうからは未来の教室の進捗について御報告をさせていただきます。

未来の教室事業ですけれども、令和5年度に経済産業省の委託関連の中で本市はスタートしております。令和6年度、本年度については、文部科学省の委託事業関連に移行しまして、引き続き取り組んでまいりました。中身としては、各学校教職員が主体となって授業改善を進め、そのことと連動させて、働きやすい環境づくり、学校づくりを行っていくという、働き方改革と関連させた事業になっております。

ただ、働き方改革という言葉だけが先行しないようにということで、教員の本丸である授

業改善ということを通して、そこをうまくやっていきたいというところがコンセプトになっておりますので、我々逗子の考え方と、そこは非常に合致しているということで、この事業に御協力いただいているというところになります。

先日、3月17日ですけれども、その委託を受けている全国の18の自治体の報告会に教育長をはじめ我々教員籍が参加をいたしました。学校の主体性を引き出すこと、取組を持続させること、この2つがどこの市町も共通した課題だというふうに改めて確認ができました。その課題をどうクリアしていくかというところを各学校が、各自治体が工夫をしながら進めてきた1年だということです。

具体的には、逗子でも一部の学校で着手しておりますけれども、自由進度学習をどういうふうに工夫して進めていくか、ここへのチャレンジですね。それから、個別具体的な学びの実践や協働的な学びへの挑戦といったところが、共通して紹介されたところです。やはりこの部分を進めていくというところにいきつくのだなというふうに、改めて感じたところです。

また、自治体全体、逗子は8校しかありませんが、大きな自治体等は30校、40校、多いところではもっと、小・中合わせると60校とか抱えている自治体も参加をしていまして、全校への浸透をどういうふうに図っていくのか、横へ展開していくのかというようなところが、我々も少ないとはいえ同じ悩みはやはり抱えていますので、そういったところでモデル校をつくりながら、それを今度はどういうふうに広げていくと効果的なのかみたいなところとかですね、そういったことが発表の中でも共有されたところです。これがいいというものがあるわけではないので、どんな意識をしながら行っていくのかとか、そういった教育委員会側の意図みたいなものが発表されまして、すごく参考になったところです。

それから、管理職研修とか担当者への周知の工夫なども、同じようにいろんな自治体でされているのですが、その中にもまたちょっと一味違った工夫だったりとか、そういったものも紹介されて、参考になりました。

逗子市は各学校の主体性を担保する観点を重視して、今年度初めのところで、それぞれの学校、興味関心が異なっている。それで、学びの部分ではなくても構わないので、各学校で興味を持てて、課題だと思っているものを出してもらって、そこをきっかけに校内での先生方の自主的な学びみたいなものを、まずはスタートさせてもらって、そこを突き詰めていく中で、最終的には本丸である子どもの授業改善、学びの転換みたいなものに進めていこうという、作戦でやってきています。全ての学校でスタートできればということで考えておりま

したけれども、やはりこちらからやってくださいといったものではなくて、学校がやろうと思って進めていくということを大事に感じてもらって、1年間の中で全ての学校というわけにはいかなかったですけれども、一部の学校の始まったものが横に広がって、教科の中では一緒に研究してやってみると。うちでもやってみたいといって広がっている部分もありますので、その辺りを今後も随時進めていきたいなというふうに思っています。

また、2月の末に市教委の担当者5名で、講師になってもらっている方から紹介をしていただいて、一つの小学校、山形の小学校なんですけれども、視察に行ってみいました。非常にそこも参考になりまして、我々の進もうとしている方向性は間違っていないということと、その先に、こういった光景があるのだなということがあって、非常にここも自信になりましたし、今後進めていく指針になったというところで、よかったなというふうに思っています。

こういったことを、今度学校の先生方に現場を見てもらえるような視察のチャンス、機会みたいなものをつくっていけるといいなということも、改めて感じているところです。

共通したこの発表されたところの大事な部分として、これも改めて感じたのは、教職員の意識、それから学校の雰囲気、こういったものがやはり何かをしていくときに土台になるのだなということを、これ、何か数値で出ているわけではないのですけれども、働きやすさとか、それから何かに取り組むときの働きがいみたいなものというのは、先生方の雰囲気、これに尽きるのだということが、どこの市町からも出されていて、遠回りかもしれないけれども、何かしようというときには、そこをまずやっていくということも大事なのかなというふうに改めて感じたところです。

簡単ですが、以上で報告とさせていただきます。

○大河内教育長

あと1つ報告が残っているのですけれども、ここまでの中で御質問、御意見ございますか。

○星山委員

2つあるのですが、1つは、教育長さんが先ほど教えていただきました県の方針なのですけれども、私、いろいろな行政のお手伝いしているので、東京都と神奈川県をちょっと比べるわけではないのですが、大分違うなと思う1つの点が、東京って1つでまとまりがあるのですが、神奈川県って横浜市と川崎市と相模原市が抜けてしまって、小さい市町村の集まりと、あとは政令指定都市みたいになるのですが、教員以外の人事のところ、これから先ほどコミュニティ・スクールのお話もありました、フリースクールのこれからどうやって子どもの学びの場を多様にしていくかという議論があちこちで行われているのですが、

教員が基本的に不足気味で、これから地域とどうやって連携していくかという新しい教員以外の人たちの配置とか人材育成というのもすごく話題になっているのですが、私が知らないだけかもしれないんですけど、神奈川県、あまり聞いたことがなくて、県レベルで。都はTプロという教育の人材の大プロジェクトみたいなものを持っていて、そこで正規の教員以外の人の人材を一回プールして、派遣するということを都としてやっているのですよね。私、神奈川県は小さい市町がそれぞれのところでやっていて、結構大変なのではないかなという気がしているので、何かこれから正規の教員の採用以外の、逗子市はすごくいい、そこは手厚くていいかなと思ってはいるのですが、これからますます地域の方たちの中でも、教員免許を持っている方もいらっしゃるし、途中でやめてしまう方ともいらっしゃるのでは、何かどういうふうにしたらそのニーズと、やりたい、まだ子どもたちの力になりたいという方のマッチングのところのシステムですね、ここが多様なニーズがやはり地域の方にもあるので、そこをどうやってちゃんとマッチングしていくのかなというのは、県レベルでやらないと結構難しいのではないかなとずっと思っていたので、そこは気になったので、何かの機会がありましたら、市としては一生懸命やっているのだけど、ちょっと広域でやっていただかないと苦しい部分もあるのではないかなということをお伝えいただけたら幸いですというのが1点です。

それから2点目の今の未来の教室についてなのですが、こちら私もいろいろなところでいろいろなことに関わってはいるのですが、私、逗子市について言うと、先日沼間中学校を見せていただいたのですけれども、すばらしいと思いました。私、いろいろなところを見ましたが、日本で最高だと思いましたよ、沼間中。私、今の先生方の意識というところにおいて、あんなに特別支援学級と通常の先生が連携している中学校、見たことがなくて、あと通常学級に入れない生徒さんと特別支援学級の教員の連携がすばらしいと思っています。あれ、何か日本のモデルになるのではないかなというくらい、教員同士の連携がすばらしいと思いました。

実際に見てみないと分からないし、あちこち見ているので、なおさらすばらしいということが、自分では分かりましたが、ほかの人にあれ伝わるかなと、ちょっと思いましたが、すばらしいと思いました。ある意味、未来だな、未来の形の一つだなと思ったのです。私はほかでは見たことがないです。

それから、先ほどまるで都が進んでいるように申し上げましたが、神奈川県のよさはインクルーシブができていることで、特別支援学級と通常級の教員も生徒さんも、非常によく交

じり合っています。あれは、また神奈川県育ちの人は見たことないと思いますが、東京都は卒業式や入学式の入場も別ですし、教員同士も下手したら知りませんし、自分の学校の教員だということさえ知りませんし、すごい分離になっているのですよ。生徒さんが分離する以前に、大人が分離しているのだなという、全部ではないですよ。全部ではないですけども、まだそういうのが残っている中で、私は県もだし、県全部見ていませんけれども、逗子、すばらしいなと思いましたね。

だから、意外と自分の身近にあると当たり前すぎてすばらしさが見えないということもあるかもしれないけど、私はこの小さな市で、これだけの人たちが信頼し合って一つのいいモデルはできるのだなというところから、さっきおっしゃったように、今度は全ての先生方が逆にそこにどうやって学びに向けるかという、モデル教室みたいなこととか発表し合ったりとか、そういうことが共有できれば、十分に逗子としてもすばらしいけど、また発信できるくらいのものは、もともとお持ちなのではないかなと思いましたので、ちょっと感想にはなっていますが、いいなと思いました。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございます。校内支援スクール、校内支援教室をつくるというのは、岡崎市が全国の走りだったのですよね。小野参事が前に国研にいたときに、岡崎市で指導していたということがあったので、並行して逗子で沼間中学校が先にモデルをつくったので、岡崎市から昨年度、勉強したいということで、教育委員会の方々が視察に来ています。それから、未来の教室の中に自由進度学習の形、個別最適な学びのことを今、星山先生触れていただきましたけれども、全国でも進んでいるのが福島市なのですね。その福島市が、また沼間中学校のほうに視察で、教育委員会の方々と、小・中学校の先生方が大勢来ています。ただ、すごくいいことをやっているよという一番自覚がないのが学校現場の先生方なので、それは当たり前前にやっていることなのでね、当たり前がやはり当たり前ではないのだということを周知しながら、逗子市全体で広めていかなければならないと思っています。

また、前段でありました東京都の取組につきましては、東京都なりの予算も確保していますので、青田刈りというような言葉は使いませんが、相当強烈な動きをしています。ただ、神奈川は神奈川で、政令都市3つ、それから市町村のつながりがあって、広域人事の中で、今までは例えば横浜から神奈川県、川崎から神奈川県というような交流人事があったのだけれども、分捕り合戦になってしまうので、それはなくなって、退職して新たに採用試験を受ける形になっているのですね。ですから、神奈川も先ほどお話がありましたように、

インクルーシブ教育とか個々の子どもたちに寄り添った、取組を神奈川なりに頑張って、先生方の働きがい向上させるような取組をしていますので、また来週会議がありますが、いただいた御意見についてはお話しさせていただきたいと思います。インクルーシブ教育の実践につきましては、星山先生からありましたように、全国で神奈川県が進んでいるんですね。インクルーシブ教育推進課の部長さんも、各地区、各学校を回って浸透させようと御努力されていますし、本市からも来年度、関係所管に出向く教員も予定していますので、何かの形で、いいところを逗子に限らず神奈川県下に広めていければと思っておりますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

そのほかありますか。

○高橋委員

教育長報告の中で、GIGAスクール構想の推進における1人1台の端末の更新ということで、もうデジタルが配付されて5年ぐらいになるのかなと思うのですが、教育の授業の改善等、先生方とか子どもたちは、実際に使ってみてどういうふうに感じているかというもののアンケートではないですけど、もう5年ぐらいたっているんで、何かそういったものもちょっと情報として収集して、先ほどあったインクルーシブとかだんだん変わっていく中で、どういう位置づけでということ、ある程度把握をしておいたほうがいいのかなというふうに思います。何か今、もうデジタル教科書に移行というような方向性もありますし、この間、ちらっと見たんですけど、ほかの国ではもうそれ先にやっているんですけど、もうやめて、紙に移っていくという国も、そういう政策をとっている国もあって、どっちがいいのかなというのを、特にないとは思いますが、ある程度時間がたった中で、子どもたちの感想とか先生方とか、あとは気になるのは、まだそこまで結果は出ないのかもしれないですけど、学習の進め方とか理解度とかというのがどれくらいの効果があったり、もしかしたら下がっているのか上がっているのかという辺の何かちょっと様子が分かるようなものの情報収集というのは、ある程度進めながら、先ほどお話があったものと相まって進めていったほうがいいのかなという意見になります。以上です。

○大河内教育長

あっという間に端末の交換時期になっています。ただ、本市につきましては、導入のときに端末を使うことが目的でないのですよ。端末か紙かという2項選択ということではなくて、道具として将来的には鉛筆や消しゴムのように使っていく、そんな形で進めていますし、個々の学びに陥ってしまう等、いろいろな課題が全国で出ていますので、そういう中で、後で福

田委員からもお話しいただくとおもうのですが、全国学力・学習状況調査でも、端末を使った回答というのが出てきますので、世の中の流れの中では、切っても切れないような部分だと思います。依存型ということではなくて、学習の中で効果が出るような部分については、先生方が連携し合って学びを個人のものという形でなくて、チームとして広げながら授業力を向上させてほしいと、来年度のベースブックにも私のほうで書かせていただきます。そういう動きを逗子は広げていきたいと思っていますし、いろいろな御助言を教育委員さんからもいただきたいと思っております。1年後になりますが、もう既に準備をしなくては行けないということですので、各地区でのいろいろな課題とか、また逗子の現時点の良さ、課題を可視化しながら、教育委員さんにも提示し、御意見をいただければと思っています。

何かありますか、補足。今の点で。よろしいですか。

○福田委員

今、高橋委員がおっしゃったことで、1つはデジタル教科書の問題ですよね。国の方針がある程度出てきて、正式に採用の方向性が出てきて、今、パブリックコメントを求められているわけですが、やはりこれ、なかなか難しい問題で、先進といいますか、先にデジタル教科書を使っている国で見直しが始まるというようなこともあって、かなり慎重に対応していかなければいけない問題だろうということで、これは委員会の課題でもありますし、現場サイドの先生方ですね、こういうデジタル教科書の取り込みに対してどういう思いでおられるのかということを常にモニターしていく必要があるのかなということがあります。

それから、繰り返しになりますが、4月の全国学状では中学校の理科でコンピューターを使ってC B Tというのですが、導入されます。これも新しい方向性として今後さらに他の教科とかに広がっていくと思いますけれども、そのよさと、一方で危うさというのがやはり常にあるわけで、ここら辺も実際にやってみた結果を我々としては受け止めて、どういうふうに活用していくのかということを考えていかなければいけないだろう。よい点を伸ばして、そして問題となる点を潰していかなければいけないという、そういう発想で、頭から否定するわけではなくて、大きな流れの中で常に慎重に対応していく必要があるのかなというふうに思います。

○大河内教育長

ありがとうございました。そのほかありますか。よろしいですか。

それでは、SDGsのマンガ大賞の件、報告を。

○出居学校教育課担当課長

私のほうからは、リビエラSDGs作品マンガ大賞授賞式の件について御報告させていただきます。こちらは3月9日に実施されたものとなっております。

この賞は、NPO法人リビエラ未来づくりプロジェクトが主催して行われているもので、今年で5回目となります。アサヒビールですとか横浜銀行が協賛しており、文部科学省それから環境省、神奈川県をはじめとした県内または東京都内のいくつかも含めてですけれども、各自治体と教育委員会等が後援しているという形です。当日は浅尾環境大臣、それから黒岩神奈川県知事など、後援自治体の首長さんなどがプレゼンターを務めました。逗子市からは桐ケ谷市長がプレゼンターを務めております。

内容としましては、レポート、調べ学習とかをしたものをまとめたものですね、レポートとそれから4コマ漫画、それから川柳の3種類の形で応募されたものの中から、各賞が与えられております。

逗子市からは逗子小学校の5年生が昨年度からこの賞の応募ということを盛んに行っているところです。総合的な学習の時間で環境問題について取り組んでいるというところもございまして、そちらのものをもとに多数応募しているというところとなっております。

その中から、逗子市の方では、神奈川県知事賞、それから優秀賞、逗子市長賞、逗子市教育委員会賞を各それぞれ1名ずつ、逗子小学校の5年生のお子さんが受賞しているところです。また、表彰式に先立ちまして、若者未来プレゼンとしまして、小学生の2名の方がプレゼンをしております。そのうちの県知事賞を取った方が1名、発表をされております。それから、さらにその後「若者サステナ会議」と題しまして、小学生が5名、高校生が2名と、それから黒岩知事が登壇をしまして、今回のテーマは食品ロスだったのですけれども、食品ロスについてそれぞれの立場で持論を堂々と発表しているという姿を見ることができました。

簡単ですが、以上報告とさせていただきます。

○大河内教育長

ありがとうございました。参加市町村の中で、地元ですので、逗子市が一番、140を超える作品を出していますので、みんな大体1桁なのですけれども、逗子だけがバーンと広く掲示されていましたね。すごく地元の学校、頑張ってくれたということで、委員会からもお礼の連絡をさせていただいたところがございます。今のSDGsについて御質問ありますか。よろしいですか。

それでは、教育部長のほうから報告をいたします。

○佐藤教育部長

それでは、令和7年度当初予算の概要について御説明いたします。案といいましても、もう3月14日に可決をしておりますので、来年度予算ということになります。こちらお配りしている資料で御説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。令和7年度逗子市当初予算の概要になりますが、まず、一般会計・特別会計・公営企業会計合わせた予算総額ですが、429億9,306万6,000円となります。前年度と比較して6.3%の増となります。一般会計の総額といたしましては、246億9,400万円で、こちらも前年度と比較して7.4%の増で、令和6年度に引き続き過去最大という規模になっています。

ちょっと先に進ませていただいて、6ページをお開きください。歳出の表の9款、9教育費というところですね。こちらですが、教育費が21億6,767万3,000円を計上しておりますが、こちらが昨年度よりも1.0%減となっております。久木小学校の長寿命化事業、さきに御説明をしておりますが、スケジュール変更などで昨年度に比べて予算のほうが減額となっております。

続きまして、令和7年度重点施策の主要事業について、11ページをお開きください。この11ページの一番上のところですね、2番。共に学び、共に育つ「共育のまち」というところです。この中が、子育てを含む教育施策となっておりますが、まず（1）子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまちのうち、各種講座事業につきましては、様々な学習機会を提供する講座に係る経費として33万1,000円を計上しております。また、図書館活動事業、こちらは図書館サービス活動を実施する経費として369万3,000円を計上しております。

その下の（2）文化を新たに創造するまち、こちらにつきましては文化活動振興事業として、逗子市文化祭に係る経費などとしまして、43万円を計上しております。

（3）のスポーツを楽しむまちのうち、スポーツ推進事業につきましては、逗子市スポーツ協会への補助金や負担金などとして、2,418万2,000円を計上しております。

（4）学校教育の充実したまちですが、こちらにつきましては支援教育充実事業につきましては、こちらは★がついておりますが、これは昨年度よりもちょっと拡充された事業ということです。こちらにつきましては、支援教室の充実を図りまして、専任指導員をこれまで小・中学校4校に専用の指導員を置いておりましたが、それを全校8校に拡充するというところで、予算の拡充を図っております。

次に、その下の国際教育推進事業、こちらにつきましては、各学校に国際教育指導助手を

1名ずつ派遣している経費となります。

ちょっと下のほうへ行っていただきまして、コミュニティスクール運営事業です。こちらにつきましても★印がついておりますが、来年度、令和7年度から、さきに御説明をしておりますが、市内の中学校区、原則中学校区に分けてコミュニティ・スクールを進めていくという考えのもと、令和7年度は西部地区の学校運営協議会を始めていくということです。小坪小学校、久木小学校、久木中学校になります。そのための経費と、あとは引き続き準備を行っていく東部地区、中部地区の準備会の経費として予算を計上しております。

続きまして、12ページをお開きください。学校施設整備事業が上のほうにあります。こちらにつきましても小坪小学校斜面地の、学校に面している斜面がございまして、そちらの調査業務委託、それから久木中学校の機械設備等改修工事などとして予算を計上しております。

小学校給食運営事業そして中学校給食運営事業になりますが、こちらにつきましても本年度、教育目的の寄附をいただいております。こちらを活用して給食のお楽しみ給食を実施する経費などを計上しているほか、4月に給食費の値上げを予定しております。こちらに保護者負担を軽減するための負担金のほうを、国庫補助を使いまして予算のほうを計上しております。

そのちょっと下へ行っていただきまして、教育用コンピューター維持管理事業につきましては、こちらは児童が使用するタブレット端末のリース料に加えまして、教職員が使用するネットワークの更改業務がございまして。こちらの予算のほうを計上しております。

そして、(5)ふるさとの遺産をまもりつないでいくまちということで、名越切通整備事業、そしてあと古墳維持管理事業のほうを計上しておりますが、名越につきましては、まんだら堂やぐら群の保存等につきましても必要な経費を計上しているほか、古墳については整備のほうで完了しておりますので、維持管理の経費のほうを計上しております。

次に、教育委員会のほうで補助執行を行っている事務について御説明をいたします。ちょっと戻っていただいて、9ページをお開きください。9ページ一番下になります。こども発達支援センター運営事業になります。こちらにつきましては、センターで実施しています相談等の経常的な経費をのせているということになります。

そして、次に10ページのほうを御覧ください。誰もが心豊かに子育て・子育てできるまちのうち、民間保育所等運営支援事業は、1歳児保育士配置改善推進費、人材の確保に苦慮する保育所に対する補助及び認可外保育施設に対する補助に係る経費などを計上しております。

小児医療費助成事業は、0歳から18歳までの通院と入院の自己負担額を、所得制限なく助成する経費等を計上しております。

ちょっと下におりていただいて、☆の子どもの居場所づくり事業は、こちらは新規の事業となります。児童青少年及びその保護者の居場所づくりを検討するため、アドバイザー謝礼、子どもの居場所づくり講座、そして床張り替え修繕などに係る経費として98万9,000円を計上しております。

乳幼児健診事業につきましては、来年度から始める1か月児健康診査に係る経費などを計上しております。

妊産婦健診事業につきましては、こちらも来年度から始める妊婦歯科検診の実施として、産後ケア事業の自己負担分の減額、妊産婦健診費用の助成などを計上しております。

一番下の出産子育て応援事業ですが、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談支援を行う伴走型支援として、妊婦・子育て世帯等に子育て応援給付金等を支給する経費を計上しております。

当初予算に関しての御報告は以上となります。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

続いて、お願いいたします。

○佐藤教育部長

それでは、令和7年逗子市議会第1回定例会の概要について、教育委員会に関することを中心に御報告いたします。

市議会第1回定例会は、2月19日から3月14日までの24日間を会期として開催されました。2月19日に本会議が開催され、令和7年度逗子市一般会計予算のほか4会計予算が一括上程され、市長の令和7年度施政方針演説及び予算提案説明が行われました。また、条例の一部改正を内容とする議員提出議案1件が即決で表決されております。

2月26日、本会議におきましては、議案19件が上程され、即決された専決処分の承認、条例の一部改正等5件の議案を除き、教育委員会の予算を含む令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号）、その他の議案については各常任委員会へ付託されました。

その後、代表質問に移行し、自民党逗子市議団 眞下議員からコミュニティ・スクールについて、久木小学校長寿命化事業について、不登校児童・生徒への対策、居場所づくりについての質問がありました。また、市政クラブ 服部議員からは、支援教育充実事業について、

コミュニティスクール運営事業について、子どもの居場所づくり事業についての質問がございました。公明党逗子市議団 田幡議員からは、支援教室について、スマイルを活用した子どもの居場所づくりについての質問がありました。無会派の平野議員からは、子育てするなら逗子の政策について、スマイルを活用した不登校対策についての質問がありました。

翌日ですね、27日には、引き続き代表質問が行われ、無会派の橋爪議員から、久木小学校長寿命化事業について、スマイルを活用した子どもの居場所づくりについての質問がございました。また、無会派の佐藤議員からは、不登校児童・生徒への対策について、コミュニティスクール運営事業について、1か月児健康診査と妊婦歯科検診についての御質問がございました。以上となります。また、令和7年度逗子市一般会計予算ほか4会計予算及び陳情4件が上程され、予算特別委員会及び各常任委員会へ付託されました。

翌日、教育民生常任委員会が開催されまして、補正予算についての審議が行われておりまして、こちらについては全会一致で原案が了承されております。

その後、3月4日と5日に令和7年度の当初予算審査のための予算特別委員会が行われております。当初予算につきましては、J R 東逗子駅前の複合施設整備事業、こちらに係る修正案が賛成多数で可決をされましたが、そこ以外につきましては教育委員会の予算を含む原案が可決されております。また特別会計等につきましても、原案が可決されております。

3月14日には本会議が開催されまして、令和7年度逗子市一般会計予算は修正可決、他の会計の予算及び議案につきましては原案が可決しております。

その後、固定資産評価審査委員会委員の選任等がございましたが、以上で市議会第1回定例会が閉会となっております。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○星山委員

一番最初の令和7年度の当初予算のところとミックスの質問になってしまうのですが、総合教育会議のときからずっと上がっている不登校のお子さんたち及び学びたかったけれども学ぶチャンスが得られないまま学齢期を超えている方、いらっしゃるかなと思うんですけど、そこに関しての直接予算みたいな項目では上がってないんですけど、どういうふうに…子どもの居場所づくりということに含まれているという解釈でよろしいのでしょうかというのと、あと、議員さんからもすごいいろいろ御質問出ているみたいなのですが、ちょっと

その辺りを要点化して説明していただけると大変ありがたいです。

○福井担当部長（子育て担当）

子どもの居場所づくり事業の中で、その改修工事と、あと庁内の会議にアドバイザーが出ているので、それに対する経費がのっています。議員さんからの御質問というところでは、どのようにやるかという内容の中で、当然にですね、急に居場所をつくったからお子さんが来たというわけではないので、しっかりその計画を立てながら事業を進めていくようにと、そういうお話は何人かの議員さんから頂戴したところです。

○星山委員

では、要するにここが不登校対策と解釈してよろしいということですね。

○福井担当部長（子育て担当）

はい。

○星山委員

ありがとうございます。

○大河内教育長

よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

ないようですので、以上で教育長報告事項について終わります。

◎日程第3「報告第2号議案（令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

続いて、日程第3「報告第2号議案（令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○雲林教育部次長

それでは、報告第2号議案（令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から議案作成に関して意見を求められ、その回答について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、教育長の臨時代理により別紙のとおり行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでご

ざいます。

それでは、議案の歳出より御説明いたしますので、資料の逗子市一般会計補正予算（第7号）に関する説明書の18、19ページをお開きください。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目学校管理費、説明欄2の5、久木小学校長寿命化事業につきましては、改修工事に係る設計条件を改めて検討する必要があることから、着工を延期したことに伴いまして、工事請負費等3億229万9,000円を減額するものでございます。

次に、補助執行に係る事業についても御説明いたしますので、歳出について、説明書の12ページ、13ページをお開きください。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童育成費のうち、説明欄1の1、施設型給付事業につきましては、子どものための教育・保育給付費の改定等による、保育所等に対する施設型給付に要する扶助費の不足見込額といたしまして、1億2,256万円を増額するものでございます。

説明欄2の1、地域型給付事業につきましては、子どものための教育・保育給付費の改定等による、小規模保育施設等に対する地域型給付に要する扶助費の不足見込額といたしまして、490万1,000円を増額するものでございます。

説明欄3の6、一時預かり事業につきましては、子ども・子育て支援交付金の補助基準額の改定及び加算対象園の増加等による保育所等における一時預かりに係る補助金の不足見込額といたしまして、257万7,000円を増額するものでございます。

説明欄3の11、多様な集団活動事業の利用支援事業につきましては、対象施設に通園する児童の利用実績の増加による補助金の不足見込額といたしまして、62万円を増額するものでございます。

説明欄4の4、届出保育施設助成事業につきましては、支給対象園の増加等による補助金の不足見込額といたしまして、9万2,000円を増額するものでございます。

14ページ、15ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費のうち、説明欄1の1、予防接種事業につきましては、HPVワクチンのキャッチアップ接種の最終年度であることによる需要の大幅な増加に伴う医薬材料費等の不足見込額といたしまして、503万1,000円を増額するものでございます。

説明欄3の7、出産子育て応援事業につきましては、出産子育て応援給付金の支給状況を管理するシステムの改修に要する経費といたしまして、132万円を増額するものでございま

す。

続きまして、これらに見合う歳入につきまして御説明いたしますので、説明書の4ページ、5ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第2節児童福祉費負担金、説明欄8、教育・保育給付費負担金につきましては、歳出で御説明しました施設型給付事業に充当する財源として、4,922万7,000円を増額するものでございます。

第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第3節児童福祉総務費補助金、説明欄1、子ども・子育て支援交付金につきましては、歳出で御説明しました一時預かり事業及び多様な集団活動事業の利用支援事業に充当する財源として、106万5,000円を増額するものでございます。

第3目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金、説明欄5、出産子育て応援交付金につきましては、歳出で御説明しました出産子育て応援事業に充当する財源として、132万円を増額するものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金、第2節児童福祉負担金、説明欄1、教育・保育給付費負担金につきましては、歳出で御説明しました施設型給付事業に充当する財源として、1,926万6,000円を増額するものでございます。

第2項県補助金、第2目民生費県補助金、第4節児童福祉費補助金のうち、説明欄4、届出保育施設助成事業補助金につきましては、歳出で御説明しました届出保育施設助成事業に充当する財源として、3万円を増額するものでございます。

説明欄6、教育・保育給付費交付金につきましては、歳出で御説明しました施設型給付事業に充当する財源として、371万7,000円を増額するものでございます。

説明欄7、子ども・子育て支援交付金につきましては、歳出で御説明しました一時預かり事業及び多様な集団活動事業の利用支援事業に充当する財源として、106万5,000円を増額するものでございます。

以上で令和6年度逗子市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。御報告につきまして、よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございます。御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第3「報告第2号」を終わります。

◎日程第4「報告第3号議案（令和7年度逗子市一般会計予算）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

続いて、日程第4「報告第3号議案（令和7年度逗子市一般会計予算）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○雲林教育部次長

それでは、報告第3号議案（令和7年度逗子市一般会計予算）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から議案作成に関する意見を求められ、その回答について緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり教育長の臨時代理により行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものでございます。

それでは、令和7年度逗子市一般会計予算について御説明いたします。先ほど教育部長のほうから予算総額及び主要な事業等について既に御報告いたしましたので、教育費全体の状況について簡単に御説明させていただきます。

令和7年度予算書及び予算に関する説明書の12ページ、13ページをお開きください。歳出における第9款教育費の令和7年度予算総額は、前年度に比較して2,191万1,000円減の21億6,767万3,000円で、一般会計予算総額に占める割合は、令和6年度と比較して0.7%減の8.8%となっております。

また、9款教育費の内訳については、7ページを御覧ください。第1項教育総務費から第5項保健体育費までの内訳は、御覧のとおりとなっております。また、歳入予算につきましては、第15款国庫支出金、第16款県支出金その他を各項、目にわたりそれぞれ見込み計上しております。

以上で令和7年度逗子市一般会計予算の説明を終わります。御報告につきまして、よろしくお願い申し上げます。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入りたいと思います。それでは、本件について承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第4「報告第3号」を終わります。

◎日程第6「議案第3号逗子市人権施策推進指針の策定について」

○大河内教育長

続いて、日程第6「議案第3号逗子市人権施策推進指針の策定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤社会教育課長

それでは、議案第3号逗子市人権施策推進指針の策定について御説明いたします。

本件については、これまでも策定作業の過程で委員の皆様にご説明をさせていただいてきたところではございますが、このたびお手元の資料のとおり原案を取りまとめました。

総合計画基本構想の5本の柱のうち、「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」の取組の方向の一つを「誰もが尊重され、自由で平等なまち」としてありますが、また総合計画実施計画の中でも「人権啓発活動の推進」を具体的な施策として位置づけております。それらを踏まえて、本市の人権に対する基本理念、現状と課題、そして今後の取り組むべき方向性を明らかにし、人権が尊重されるまちづくりを、より一層推進するために本指針を策定するものです。

策定に当たっては、人権に関する施策の推進を所掌する市民協働部市民協働課、それから人権教育を所掌する私ども教育部社会教育課とが共同し、44から46ページに記載がございますが、公募市民、市の人権擁護委員、県の児童相談所等関係機関のほか、学識者、神奈川県人権センター等専門的見地からのアドバイザーをメンバーとする（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会を設置し、都合6回にわたる会議で意見聴取を行い、併せて教育委員、社会教育委員の皆様にも随時御意見を頂戴しながら、本年1月末から2月にかけて実施したパブリックコメントを経て本原案を取りまとめました。

全体的な構成は目次に記載のとおりでございますが、ここでは教育に関わる部分を軸に、簡潔に御説明します。

9ページをお開きください。第2章 人権施策の推進、1として人権教育・啓発の推進とあります。ここでは、本市の人権教育・啓発活動の現状を踏まえ、学校教育、社会教育、市民への啓発、職員等への研修という4つの視点で取組を進めることとしています。

次いで13ページ以降には、第3章 分野別施策の推進として、13項目にわたって各分野ごとの取組の方向を記載しております。そのうちの16ページに、2、こどもの人権として、子どもを取り巻く人権の現状と課題を記載し、子どもの権利が守られ、子どもの主体性や成長を支える社会の実現を目指すため、次の17ページに取組の方向を6項目に分けて個別に記載しております。

飛んで、最後のほうですが、41ページ、第4章 市民・事業者等の皆さまへとしまして、人権を取り巻く様々な課題の解決のため、行政だけでなく、市民・事業者等、地域社会全体で取り組む必要性をここに記載しております。

本指針は、本市の人権に関する施策を進めるためのガイドラインとして、基本的な理念や取組の方向性を示したものです。今後、総合計画や分野ごとの個別計画等との整合を図りながら人権に関する諸施策を体系的・総合的に推進していくことを目指して、行政内部のみならず、市民等にも本指針の趣旨を広く周知していくこととしております。

以上、雑駁ではございますが、策定に当たっての説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、御説明いただきましたけれども、御質疑、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

○福田委員

いわゆるこういう指針ができて、今、最後に市民への周知というのが出ましたけれども、具体的にどのような形で一般市民の方にこの内容をお伝えすることになるんですか。

○佐藤社会教育課長

今お手元にお示しのとおり、指針そのものは資料も含めて相応のボリュームになるものです。もちろん、これはホームページ等に掲載しますが、これをただ見てくださいということだけでは、なかなか周知を図ることが難しいだろうということで、やはり概要版、分かりやすい、要点をまとめたような資料を今後作成し、そういうようなものをもとに行政の内部、

それから外部も含めてですね、趣旨の徹底周知を図っていきたいと考えております。

○福田委員

ぜひ、いろいろな工夫をして、皆さんにこの考え方を分かってもらうということをですね、努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○大河内教育長

市民協働課のほうで補足ありますか。

○岩佐市民協働部長

特にはないですけども、人権指針、委員皆さんの御協力いただき、ありがとうございます。基本的には人権指針については、昨今この社会情勢の中で変化が関わっていく中で、人権問題、人権の課題、多様化、深刻化する中で、この人権指針というのは市としても策定する必要があるということで、この人権指針に取り組んだということになります。2022年（令和4年）ですけども、ここで逗子市の男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例、これをつくりました。この4月から犯罪被害者支援条例、これも施行するという事で、やはり社会情勢が変わっていく中で、いろいろと市も施策を進めていく中で、指針、ガイドラインというものが必要だということを考えて、今回策定したということになります。

○大河内教育長

ありがとうございます。そのほかありますか。

○星山委員

他市の話をしてすみませんという感じですが、私、お隣の市で共生社会条例をつくった副委員長をやっていたので、まずこういう指針とか、方向性をみんなに周知するための一つのものができるのはとてもいいと思うのですが、今、多分福田委員も同じような御質問をなさっていたかなと思うのですが、一つちょっと御意見というか、伺ってみたいのは、逗子市ってこれ、どれくらい市民の方が本当に分かっているのでしょうかというのが、私はちょっと、すごい雑駁な御質問ではございますけど、ここに例えば書いてあることって、本当にみんな分かっているのかなというところをどんなふうに捉えていらっしゃるのかなと、伺ってみたいというのが1点目と、あとやはり2点目は、それをどうやって今後周知していくかという具体的なアクションだと思うのですが、多分リーフレットを作ったりパンフレットを作っているだけでは伝わらないかなと。いろいろな考え方もあるし、それぞれバックグラウンドも違うしというところで、このことをまだ計画でももちろん構わないし、これから計画するというのもいいのですが、こんなことをやってみたいとか、こんなことをや

ったら効果的ではないかなということがもしありましたら教えていただければ、もちろん応援したいなと思っていますので、御意見伺ってみたいなというか、何かあれば伺ってみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大河内教育長

今2つありました。作成したけども、市民はどの程度理解しているのか、周知しているのか。2つ目は、どうやって周知のアクションを起こしていくか、その具体的な部分についてというような御質問でしたけれども。答えられるでしょうか、所管。

○岩佐市民協働部長

お答えになるかどうか分かりませんが、2023年（令和5年）に実施しました市のまちづくりに関するアンケート調査、この中で要は逗子市が人権が尊重されているまちかどうかということを探っています。その中で約70%の回答者が逗子市の人権が尊重されているまちという評価をしています。ただ、漠然と人権だという話をしているので、それでは先ほど星山委員が言ったとおりのもが理解されているかといったら、これは理解されているとは到底思えないという形にはなります。その中で25%の回答の人が人権が尊重されているまちではないという評価をしているという形になっております。この辺を含めて、やはり先ほど社会教育課長がお話ししたとおり、どう周知をしていくかということは課題だというふうに考えております。なかなかこの人権の考え方を周知していくという方策というのは難しいなというふうに感じています。ですので、まず外形的にはリーフレットを作成して皆さんに配るということは、一つの方法としてはあるかなというふうに思います。そのほかにですね、研修会や講演会や、こういうものを実施していくことで、ある程度周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○大河内教育長

ほか、よろしいですね。よろしいですか。

○星山委員

分かりました。例えば川崎市さんなんていうのは、すごい人権に敏感な自治体なので、すごくいろいろなことをなさっているのではないかなという印象はありますが、逗子の方がね、本当に人権に関して意識が高いというのだったら、それはそれなりに伝え方があるでしょうけれども、でもこういうのって、なかなか少数派の当事者にならないと分からないこともあるので、やはり研修したり話し合ったり学び合ったりという機会は御提供いただけたらいいのではないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○大河内教育長

そのほかありますか。よろしいですか。

それでは、本件についてこれより表決に入りたいと思います。本件については可決することとよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。以上で日程第6「議案第3号」を終わります。

◎日程第7「議案第4号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」

◎日程第8「議案第5号事務の委任及び補助執行について」

◎日程第9「議案第6号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」

○大河内教育長

続いて、日程第7「議案第4号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について」、日程第8「議案第5号事務の委任及び補助執行について」、日程第9「議案第6号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」の3件を一括して議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○雲林教育部次長

それでは、議案第4号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部改正について、それから議案第5号事務の委任及び補助執行について、議案第6号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、以上3件一括で御説明いたします。

まず、議案第4号逗子市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則につきましては、第3条、学校教育課学校教育係の項、第6号の奨学金及び第14号から第16号までの学校給食に関する部分に関しまして、適切な表現や事務の見直し等のために順序を入れ替え、文言を改めるほか、来年度からコミュニティ・スクールを導入するに当たりまして、第22号に学校運営協議会に関することを追加するものでございます。

また、第3条、子育て支援課青少年育成係の項、第5号成人式に関することを、成人年齢が20歳から18歳に変更になり、令和4年度から成人式を「二十歳を祝うずしの集い」に名称変更したことに伴いまして、成人の日の式典に関することに改めるほか、来年度から庁内連携会議などの取組を進める必要があることに伴い、第6号に児童青少年等の居場所づくりに関することを追加するものでございます。

続きまして、議案第5号事務の委任及び補助執行につきましては、令和7年3月18日付で地方自治法第180条の2の規定に基づいて、市長から協議を求められたため、これを了承する旨回答するものでございます。

協議の内容につきましては、先ほど後説明いたしました事務分掌規則の改正に伴う修正を行うものでございまして、市長が教育委員会事務局に属する職員及び教育委員会の管理に属する教育機関の職員に補助執行させる事務として、この規程の別表第1に掲げる事務のうち、第23号成人式に関することを成人の日の式典に関することに改正し、第24号に児童青少年等の居場所づくりに関することを追加するものでございます。

最後に、議案第6号逗子市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程につきましては、令和5年4月施行の地方公務員法の一部を改正する法律による定年の段階的な引き上げに伴いまして、役職定年制が導入されたことを踏まえまして、4月に向けて事務の見直しを行うとともに、事務決裁の適正化を図るため、第3条について係長相当職として副主幹を加えるなど、必要な改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

一括の説明がございましたが、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これより表決に入りたいと思います。議案第4号については、可決することによりよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

続いて、議案第5号については、可決することによりよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものとして、可決することに決定いたしました。

最後、議案第6号については、可決することによりよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第7、8及び9を終わります。

◎日程第10「その他」

○大河内教育長

日程第10「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かございますか。

○伊藤子育て支援課長

それでは、その他につきまして、子育て支援課から逗子市こども計画につきまして御説明を行います。資料のほうは、右肩に「子育て支援課資料」というふうになっております、それを御覧ください。

そちら令和5年度からニーズ調査を行いまして、6年度に1年間かけて計画を議論いたしました。今回、今年の1月にパブリックコメントを行いまして、この3月、今週の月曜日ですね、最後の子ども・子育て会議を行いまして、最終的にそのこども計画案を策定したものでございます。今使う資料なのですけれども、本編は計画から抜粋して作っておりますので、ページ等が飛んでおりますので、そこは御承知おきください。では、少し説明させていただきます。

こども計画ですけれども、こちら、まず1ページを開いてもらいまして、策定の背景と趣旨というところですが、ここは皆さん御承知だと思いますけれども、令和5年4月にこども基本法が施行されました。同じ12月にこども大綱が発出されまして、市町村でこども計画の策定が努力義務とされたことによって、今回こども計画を策定する形になりました。従前からある子ども・子育て支援上位計画も、それが6年度でおしまいになるということもございまして、こども計画として今回計画を作る形になっております。

ページ番号の2か3がその全体的なイメージであったりとか、今後のスケジュールという形で、令和7年度からの5年間の計画という形で表示をさせてあります。特に2ページの図のほうですけれども、こちら国・県の計画を勘案して、本市のこども計画のほうに盛り込んだ形でつくっております。庁内の総合計画であったり、逗子市の地域福祉計画等と連携させて、このこども計画を5年間の中で連動させて計画を推進していくという形になります。

次に、隣へ行って、ページ番号19というところをお開きください。こちらは先ほど申し上げたとおり、令和5年度にアンケート調査を未就学の保護者と、あと小学校6年生までの保護者にアンケートを行いました。そこで得られた子ども・子育てに関する課題を整理いたしまして、①から⑧までの問題という形で抽出をしております。それをベースにしまして、ページ番号の21に、こちら問題をベースに、じゃあ今後どうしたらいいのかということで、基本理念ということで「心豊かに、こどもを真ん中とした子育て・子育てができるまち 逗子」

という形で理念を掲げまして、この①から⑧までの問題点を整理するために、基本目標として基本目標1から基本目標5までを掲げました。

この基本目標1から基本目標5、具体的にどうしたら次に進められるかというところで、次のページ番号23のところを見てもらおうと分かると思うのですけれども、それぞれ23から26まで、それぞれの目標に取組の柱というところで、今後取り組むべき課題点や事業というところを、ここで整理させてもらいました。

特に、先ほど来お話がありました子どもの居場所づくりであったりとか、今後この計画の中で、5年間かけて、その5年間の中で今後逗子市こども基本条例の制定というのを目指しております。このような形でこどもに関する施策を今後取り組む各目標ごとに進めていくという形をとっております。

次に、ページ番号44をお開きください。こちらは従来からある子ども・子育て基本法の中の量の見込みと確保策というところで、ここは教育・保育の量ということで、主に保育園に対してとか、学童保育の適切な量の仕組みとか、今後どう確保していくかということの推計値を作っております。詳細ここは省かせてもらいますけれども、今後5年間での推計値となっております。

それと、ページ番号49ですけれども、こちら子ども・子育て支援法の中で必須となっております地域子ども・子育て支援事業計画というのがあります。この中で、今までは、1番（1）から（13）までが必須科目だったのですけれども、子ども・子育て支援法の改正に伴いまして、（14）から（19）までが新たに加わったという形となっております。

特に（15）乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度というのがありますけれども、こちらは令和8年度から開始という形になっておりますので、それも含めて今回、方策というところで、推計値等を計画のほうでつくる形となっております。

最後ですけれども、こちらページ番号80ページから90ページまで、こちらのほう、こども・若者意見収集ということで、ここは今回のこども基本法の中で、子どもや若者の意見を聞きなさいということがございましたので、そこで私どものほうで委員の意見を収集したという形のものでございます。

80ページのほうの（3）、昨年10月にスポーツの祭典の場でブースを設けまして、そこにいらしたお子さん、親子連れの方に意見を聞いて、いろいろと御回答をもらったりとか、あと80ページのほうに中高生に向けて、これも昨年1月に市内在住の中高生の年代の方にアンケートをとりまして、その結果をここに挙げさせてもらいました。

このような形で、子どもや若者を中心とした施策について、今後こども計画のほうで展開をしていくという形になります。

雑駁ですが、説明としては以上となります。

○大河内教育長

私のほうでちょっと聞いていいですか。19ページの上から2行目ですか、アンケートの一部についてはP63ページ以降に掲載しておりますのでということで、この資料、結構抜粋してありますよね。63ページ以降も何かアンケートに関わる部分があるのかないのか。

○伊藤子育て支援課長

ここはですね、本体のほうにはあるのですがけれども、ここはアンケート自体が未就学の親御さんだったりとか、小学生の親御さんへのアンケートをしているものですから、この資料がここにのっかってくるということなので、今、ここに提示してではないのですがけれども、本体に出てくるという形になります。

○大河内教育長

あともう一つなのですが、アンケートの結果を出すときに、やはり分母・分子があるじゃないですか。人数が極端に少ない中でのアンケートの結果というのは、その数値だけがひとり歩きしてしまう部分があるので、例えば22名の高校生アンケート、少ない人数でも統計的には結果はいい部分もあるのだけれども、ここにきている人たちの部分というのは大体同じような感じの子たちですよね。そのアンケートのとり方については、何か所管のほうで話はなかったのでしょうか。

○伊藤子育て支援課長

そこはコンサルと話をした中で、この推計値、数字自体が極端に少ないけれども問題ないのかというところで話はしたのですがけれども、統計学上の問題の中では、最低限のラインを集めれば問題ないので、ここが多分標準的な意見だろうということで、今回こういう形で掲載させてもらったという形になります。

○大河内教育長

分かりました。各委員、御質問ございますか。

○星山委員

課としてというか、課長さん個人でもいいのですが、23ページから26ページのところに基本目標の1から5まで、いろいろ出ていて、それすごくいいと思うのですが、この中で逗子は今、一番課題でやらなければいけないのって、どれだと思われますか。

優先順位みたいなものってあると思うんですよね。重みみたいなもの。個人的でも全然構わないし、また変わってもいいと思うのですが、今、逗子って、できているものと、いや、大変だなというものがあると思うのですね。だから、どれが何か今現在重きを置きたいところかちょっと伺ってみたい。

○伊藤子育て支援課長

そうですね、まずはこの先ほど来からお話がある居場所づくりというのが、これはまず第一に取り組まなければいけないのかなと。それと私どもの課は児童虐待を所管している課ですので、そうするとそれに関連した親子支援だったり、虐待予防というところにもなりますので、その辺が課題として挙げられるかなというふうに思います。

○星山委員

ありがとうございます。とてもいいというか、そういうことだと思うのですね。そうなってくると、さっきのアンケートの話なのですが、その人たちって、来てアンケートに答えるのかなって。つまり、とても難しいのですが、一番切実で、私たちも考えていきたいなと思っている人の意見って、すごく上がりにくいところを、どういうふうに丁寧に酌み取っていくかというのが、見える化していかないと、いや、こういうニーズはないのだからいらないのではないかなと言われないうちに、たった1人のニーズであっても、貧困もそうだし、ケアラーもそうだし、不登校もそうなのですが、すごく切実なうちというのに、逆に一人に寄り添うことによって、全ての問題が解決することのほうが多い分野だと思うので、この辺りのところを説明して、私たちにというよりは、知らない方に説明したり予算化したりというときに、これがとても重要になるかなと思うので、ぜひアンケートのとり方一つも、ちょっと丁寧に工夫していただけるといいかなと思いました。今、貧困もそうだし、ケアラーもそうですか、おうちの中だけで抱え込んでいて、どうにもならない方というのは、声も出しにくくなっていて、早急に何とかしなければいけないなというのは、どこの行政も同じかなと思いますので、ぜひそこで何か共通理解を深めていただいて、新しいこの計画、ちょうど動き出すところなので、反映させていただけたらいいのではないかなというふうに思いました。よろしくお願いします。

○大河内教育長

ありがとうございます。少数派ですね。マイノリティーに関わる部分については、一所管だけではなくて、この間居場所づくりの仮称プロジェクトを行いましたけれども、全庁を挙げてやっていかなければいけない部分だと思っているのですね。議会の中でも、アウトリ

一チとか、または星山委員からも今お話が出ましたけれども、本当に数字としては上がってこない、出てこない、そういう人たちの本当に見える化的なアプローチが必要だということも言われています。我々の所管の中でも、その部分は共通している課題だと思っているのです。ですから、今いろいろな動きが出ていますけれども、そこはやはり連携を取り合いながら、逗子のそういう弱い立場にいる人に対して、手厚いアプローチができるような、そういう方向性をみんなで探っていければなと思っておりますので、またよろしく願いできればと思います。

○福田委員

今出てきたように、いろいろな人の声を聞くという、聞く手法というのはですね、アンケートという形でお願いすることもあるし、聞き取りとか、いろいろな手法があるわけで、本当に皆さんの声をうまく拾い上げるという工夫をぜひしてほしい。それから、一回アンケートをすれば、それで終わりではなくて、常にそういう人たちの声を聞き取るような仕組みを設けておいて、声がどのように変わっていくのか、どんな声が大きくなっていくのかということを、常にモニターしておく必要があるというので、そこら辺もこれからの大きな課題として持っていただければと思います。

○大河内教育長

私から最後に質問ですが、最後にこども計画策定となっていますが、完成予定はいつのですか。

○伊藤子育て支援課長

こちらは本当にこの間の月曜日に最終の会議が終わりましたので、最後これから市長決裁を取りますので、今月中、3月31日までには完成予定という形でおります。

○大河内教育長

その前に、教育委員さんのほうには資料としていただけるのでしょうか。今、不完全版で御意見というものを聞いていますので。

○伊藤子育て支援課長

市長決裁と同時に提出できるようにさせていただきます。

○大河内教育長

分かりました。よろしくお願いします。

そのほかありますか。

○若林委員

たしかこのこども基本法というかね、こどもまんなか社会というのが、子どもがお客さんではなくて主役だと捉えているので、アンケートを取るのもそうなのですが、例えば子ども委員ではないけれども、もう少し踏み込んで、子どもたちが定期的に何か意見が言えるのか、そういった会議ができるみたいな、そういった場もあるとまたもっと深まっていくのかなと思ったので、その辺ももし検討できたら、お願いします。

○大河内教育長

子どもの意見、いろいろな意見の部分だと思いますけれども、その他もこれを入れながら今後取り組む中で考えていただきたいと思います。

そのほかありますか。

○星山委員

ちょっとほかの取組だけ、御紹介だけですが。私が感動した姿なので。ちょっと塾に通えない子たちですね、お稽古事とかもできない子たちが通えるようにということで助成始めていて、隣の市ですけど。ポイント子どもに渡して、自由に、今授業している塾とかお稽古事を、ポイント制限はあるのですが、無料で使えるようにしている、しようとしているんですね。やはり多くの団体の人が協力しようという気持ちがあって、そういうアイデアが出てくると、チャンスが広がるかなと。無料でそういうことを受けられる子どもだけではなくて、受け入れる側の大人に理解啓発が進むのではないかなと。説明会も行政でありましたが、先ほどの人権もそうですけど、実は子どもたちを幸せにしたいと思うということは、そこに関わる大人も一緒に学べて、子どもたちからいろいろなものをもらえる、プレゼントしてもらえるのだなということはずごく感じてきたので、何か新しいアイデアみたいなことも、これからどんどん、例えばいろいろな寄附とか、逗子は心根のある方、すごく多いと思うので、こういう子たちの力になりませんか、一緒に、かわいそうだから助けてあげるのではなくて、一緒に何か企画していきましょうかというのは、いろいろなところに出てきて、とてもいいなということが1つです。

あともう1個、ちょっと違う地域ですけど、毎週火曜日の朝8時に、200円だけ持って行くと誰でも朝御飯が食べられるというのがすごい人で、御高齢の方たちが雪の日でもみんな、週に1回だけ、子どもたちと一緒に御飯が食べられるからって、楽しみに待っていて、バイキングにいらっしゃるのだそうですね。そういうのも大人気なので、こどもまんなかのだけど、実は寂しい、孤食の人もすごく多いし、すごい楽しみで、悪天候でもみんなやってくるので、御高齢の方たちが。やはりそれを今度は提供するボランティアの子たちが、

また学校へ行ってなかったりする子たちが助けてくれたりとかして、何かどっちがケアして、どっちがケアされているのかも分からない、そういう居場所づくりみたいなのも食を通じてやっているところもあるし、逗子もやっていらっしゃるところ、あるかもしれないですけど、何かそういう動きを応援していくというのもありではないかなと思いますし、地域社会がとても豊かで、生きているところなので、そんな工夫もあるといいなというふうに思いました。ただの参考意見です。

○大河内教育長

逗子の教育ビジョンの基本方針が、「つながりに気づき、つながりを築く」ということですので、本当にまだまだ見えないというか、我々もそうです。地域の人たちが見えていて見えてないという部分があると思うので、いろいろなつながりの中で、先ほど星山委員が言いましたけれども、まさしくそうだな、子どもの幸せを考えるのだったら、それを囲む大人がやはり明るく、幸せでないといけないかな。そこにやはり目を向けながら、子どもに目を向けていかないと、ちょっと片手落ちになるのかなと思いますので、貴重な御意見、ありがとうございました。今のお話を参考にしながら、今後また全庁を挙げて取り組めればと思っていますので、いろいろな参考意見をいただければと思います。ありがとうございます。

そのほかありますか。そのほかございませんね。

その他、議事としてありますか。

○中村文化スポーツ課長

文化スポーツ課から2件御報告させていただきます。

まず、第79回市町村対抗かながわ駅伝競走大会について。令和7年2月9日（日曜日）、7区間42.236キロメートル、丹沢湖周回コースにて開催されました。逗子市は過去最高順位の8位。8位までが入賞ですので、入賞いたしました。4区から5区の中継地点では12位でしたが、5区の女子区間、ここは2.95キロです。高校生の沼田選手が区間1位の快走、チーム順位を7位まで押し上げました。続く6区、7区、チーム順位8位をキープして8位でのゴールとなりました。入賞おめでとうございます。

続きまして、逗子市スポーツ功労者表彰についてです。令和7年3月1日（土曜日）、逗子アリーナ、サブアリーナにおいて開催されました。教育委員の御臨席、ありがとうございました。表彰式は15時から行われ、逗子市スポーツ功労者表彰は、増田様、峯尾様、釜屋様、島田様、4名が表彰されました。被表彰者の役職及び功績の概要は、資料のとおりとなります。

続いて、スポーツ人の集いが行われました。こちらはスポーツ協会が主催となります。表彰者及び表彰事由は資料のとおりとなります。

以上２点、御報告でした。

○大河内教育長

私も駅伝に関わっていましたので、当日の朝は文化スポーツ課長と５時半にアリーナのほうに集合しまして、激励のあいさつをし、丹沢湖まで行きました。参加人員は該当33チームなのですけれども、チームが組めない市町村も出てきますので、当日は30チーム。１チームは風邪で当日チームを組めなくて、途中まで走って棄権ということで、実質29市町村でした。過去11位が最高でしたので、今回８位入賞という、これまでの最高順位でした。沼田さんについては、池子小学校、逗子中学校の卒業生ということで、今は白鵬女子高校で全国の高校駅伝でも活躍しているお子さんでございます。今回は若手の監督に入れ代わった最初の大会でございましたので、監督と選手とスタッフが本当に一体となって、５万ちょっとの逗子市が、藤沢や鎌倉等、十数万の市に勝つということは、課長とゴールしながら胸を張って当日祝福したところでございます。本当に頑張ってくれました。これを機に、来年度、今年度の目標５番以内ということを監督は目指していますので、あと数年たてば横浜・川崎あたりを抜いて、３番ぐらいになるのかなということを期待して当日は帰ってきたところでございます。本当に文化スポーツ課、ありがとうございました。

今の件について御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、ほかの議事について何かございますか。

○雲林教育部次長

本日予定している案件は以上でございます。

○大河内教育長

それでは、各委員の皆様方、何かございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、以上でその他についてを終わります。

次回の定例会につきましては、４月17日（木曜日）午後２時30分からを予定しておりますが、決定につきましては改めて各委員の皆様へ御通知を申し上げます。

◎日程第５「報告第４号県費負担教職員の任免内申について」

○大河内教育長

日程第５「報告第４号県費負担教職員の任免内申について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、人事を取り扱う案件のため秘密会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないと認め、秘密会といたします。よって、傍聴されております皆様及び本件に関係する職員以外の方は退席をお願いいたしますので、暫時休憩いたします。

(休 憩)

(再 開)

○大河内教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会 3 月定例会を終了いたします。ありがとうございます。